

令和元年度第1回千葉県環境審議会水環境部会開催結果概要

1 開催方法

書面による議決（千葉県環境審議会運営規定第8条）

2 日時

開催日時 令和元年8月26日（月）

指定期日 令和元年9月4日（水）

3 議題

諮問事項

「千葉県環境保全条例に基づく排水基準の変更について」

4 主な委員意見

・資料3-2*図1~4及び表4より、この度の改定案(硝酸性窒素等の規制値500mg/L)が問題とする事業場は10箇所程度に過ぎない。多くの事業場は300mg/L以下を維持しているとみられる。規制を厳しくすることだけが良いとは思わないが、事業者の努力への公平性からみると、この度の改正案は甘いものになっているように思われなくもない。今度早急にこれらの高濃度排出事業者の詳細な調査と技術指導等の対策によって、改善を促進させる必要があるように思われます。

・千葉県環境保全条例施行規則第二条別表第一の三項に規定する畜産農業又はサービス業の用に供する施設（以下「畜産農業等施設」という。）は、水質汚濁防止法施行令第一条別表第一の一の二に規定する畜産農業等施設の面積規模よりも小規模な施設や、対象としていない鶏舎を対象とするものであるため、それらに対する技術的フォローや支援対策等については、今後とも適切に行う必要がある。

* 中央環境審議会 水環境部会 排水規制等専門委員会（第28回）配布資料

資料3-2 畜産分野の暫定排水基準の見直しに係る検討結果

5 審議結果

「千葉県環境保全条例第20条第1項の規定による排水基準の変更（案）」のとおりで異議ありません。

千葉県環境保全条例第20条第1項の規定による排水基準の変更（案）

1 変更の背景

千葉県環境保全条例では、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（以下「硝酸性窒素等」という。）の一般排水基準値 100mg/L を設定しているが、この基準に直ちに対応することが困難な畜産農業等施設については、期限付きで暫定排水基準を設定している。現在の暫定排水基準値 600mg/L が令和元年 10 月 31 日に適用期限を迎えることから、期限後に適用される基準について以下の変更案としたい。

2 変更（案）

千葉県環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（平成15年千葉県規則第65号）の一部を以下のとおり変更する。

（1）経過措置を変更する項目

畜産農業等施設を設置する特定事業場に係る硝酸性窒素等

（2）経過措置の期間

平成31年10月31日を令和4年10月31日までに延長する。

（3）暫定排水基準値

600mg/L を 500mg/L に変更する。

3 施行の時期

令和元年 11 月 1 日